

不適切保育に関する対応についての調査研究（概要）

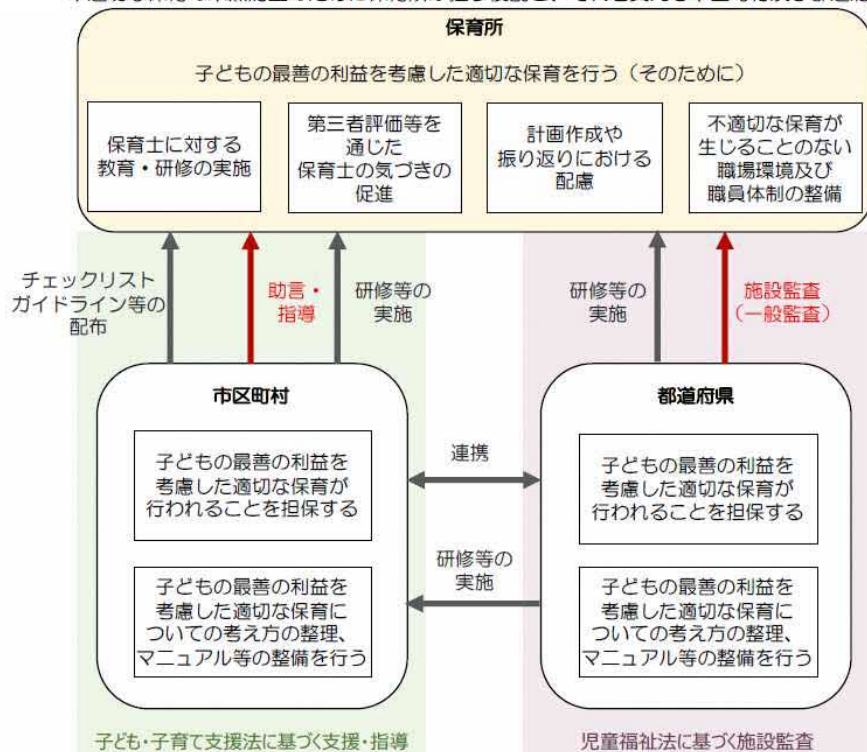
（令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）

I. 不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き

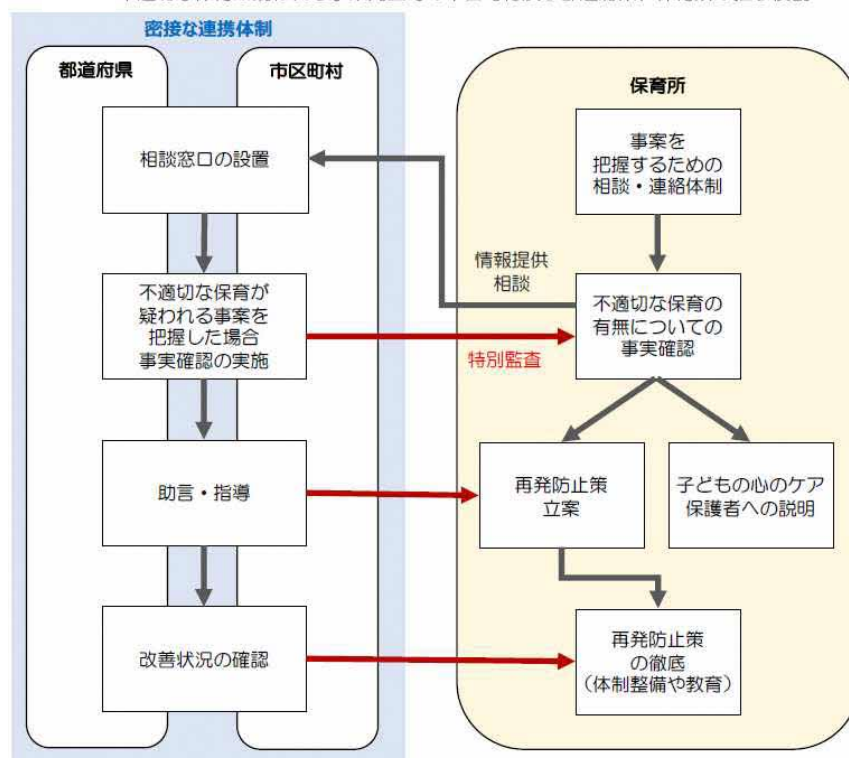
※ 本手引きにおいては、「不適切な保育」の範囲を「保育所での保育士等による子どもへの関わりについて、保育所保育指針に示す子どもの人権・人格の尊重の観点に照らし、改善を要すると判断される行為」と解している。

<不適切保育に関する関係者の役割分担と連携体制>

不適切な保育の未然防止のために保育所が担う役割と、それを支える市区町村及び都道府県



不適切な保育が疑われる事案発生時の市区町村及び都道府県、保育所が担う役割



II. 事例集

- ・不適切保育予防と発生時の対応 – 基本的な保育に対する認識の共有と、園全体の改善 – （神奈川県横浜市）
- ・「保育所における人権擁護等に関するチェックリスト」の整備と地域の保育事業者への支援体制（宮城県仙台市）
- ・「保育の質ガイドブック」を活用した質の高い保育の維持と支援体制（神奈川県川崎市）
- ・「西東京市保育の質のガイドライン」整備と基幹型保育園の設置（東京都西東京市）
- ・「保育の質ガイドライン」の整備と保育の質の向上を推進するための取り組み（東京都八王子市）

Ⅲ. 実態調査

● 不適切な保育に関する事案の令和元年度の把握実績

- ・ 不適切な保育が疑われる事案の事実確認を行った自治体（16.5%、175自治体）のうち、不適切な保育の事実が確認された自治体は9.0%（96自治体）、件数は全国計で345件。
- ・ 確認された不適切な保育に該当した行為類型は、「罰を与える・乱暴なかかわり」が最も多く、「子ども一人一人の人格を尊重しないかかわり」や「物事を強要するようなかかわり・脅迫的な言葉かけ」が続いた。
- ・ 確認された不適切な保育の事例については、9割以上の自治体が何らかの是正のための対応を取っていた。

● 不適切な保育の未然防止及び発生時への備えについての取り組み

- ・ ガイドラインやマニュアルを作成している自治体はごく一部
- ・ チェックリストを作成している自治体は、都道府県が11.1%、政令市等が21.0%、それ以外の市区町村が9.3%

● 発生時の対応体制

- ・ 事実確認のプロセスを明確に定めているのは、都道府県が11.1%、政令市等が8.6%、それ以外の市区町村は8.5%

● 都道府県と市区町村の連携体制

- ・ 市区町村/都道府県との情報共有に関する手順が定められているのは、都道府県で8.9%、市区町村においては、ごく一部（共有自体は状況に応じて実施）